

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 4 月 27 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

國民年金關係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601163 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700008 号

第1 結論

平成2年4月から平成6年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月から平成6年9月まで

私は、平成6年11月24日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の国民年金の窓口で請求期間の国民年金保険料をまとめて納付した。このことは、私が留学生であった請求期間当時に使用していた学生手帳にも書いてあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成6年11月24日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所の国民年金の窓口で請求期間の国民年金保険料をまとめて納付した旨を陳述しているところ、同市役所が管理する請求者に係る「国民年金索引個人表示画面」の内容から、請求者は同日において国民年金の加入手続を行ったことが確認できる。

しかしながら、平成6年11月24日時点において、請求期間のうち平成4年9月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、A市役所は、同市役所の国民年金の窓口では平成6年3月以前の過年度分の国民年金保険料を納付することはできなかったと回答している。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においては、請求者が平成6年11月24日に加入手続を行ったときに払い出された国民年金手帳の記号番号以外を確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1601182号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第1700009号

第1 結論

昭和46年11月から昭和62年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和46年11月から昭和53年2月まで
② 昭和53年3月から昭和60年10月まで
③ 昭和60年11月から昭和62年7月まで

請求期間①については、その直前に私の厚生年金保険の加入記録が確認できる事業所の事業主が、私の国民年金の加入手続を行い保険料を納付してくれた。請求期間②については、A市に在住していた時の同居人に保険料を渡して納付してもらった。請求期間③についても、当初は、B市に在住していた時の同居人に保険料を納付してもらったが、昭和61年4月頃に同市内で転居し、私の長女と同居してからは、長女に保険料を納付してもらった。

請求期間①、②及び③が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求期間①、②及び③を含む昭和46年11月1日から平成7年＊月＊日（60歳到達時）までの期間を国民年金の被保険者期間とする処理が平成28年4月25日に行われており、請求期間当時において、請求者は、請求期間①、②及び③について、国民年金に未加入であることが認められる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索では、請求者に係る国民年金手帳の記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

そのほか、請求期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。